

#### 様式第4号（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害用）

## 総括表

氏名	大正・昭和 平成・令和	年月日生(歳)	男・女												
住所															
①障害名 (部位を明記)															
②原因となった 疾病・外傷名	疾病、先天性、交通、労災、その他の事故 戦傷、戦災、自然災害、その他( )														
③疾病・外傷発生年月日	年	月	日・場所												
④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む)															
障害固定又は障害確定(推定) 年月日															
⑤総合所見															
〔将来再認定 要(障害程度に変化が生じることが予想される場合のみ)・不要〕 〔再認定の時期 年月〕															
⑥その他参考となる合併症状															
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 電話( ) 15条指定 <span style="float: right;">印</span> <span style="float: right;">市町村使用欄</span> <span style="float: right;">15条指定 医の確認</span>															
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入すること。) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">身体障害程度等級表による根拠</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">(障害部位) (等級) (項目) (指數)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">【計】 級 点</td> </tr> </tbody> </table>				身体障害程度等級表による根拠				(障害部位) (等級) (項目) (指數)				【計】 級 点			
身体障害程度等級表による根拠															
(障害部位) (等級) (項目) (指數)															
【計】 級 点															
(注) 1 障害名欄には、現在起こっている障害、例えば聴覚障害、言語機能障害、平衡機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、先天性難聴、脳梗塞(失語症)、パーキンソン病等原因となった疾病名等を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、宮崎県身体障害者相談センター(☎ 0985-29-2556)から内容についてお問い合わせする場合があります。															

(平成27年4月1日以降はこの様式を使用してください。)

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害の状態及び所見

「はじめに」 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指數をもって等級決定することはしない）。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。  
 □平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。  
 □音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。  
 □そしやく機能障害 → 『4「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

## 1 「聴覚障害」の状態及び所見

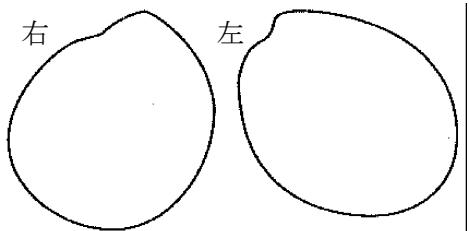
### (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

## (2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

### (3) 鼓膜の状態



### (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

(注)2級と診断する場合、記載すること。

( 有 · 無 )

## 2 「平衡機能障害」の状態及び所見

$$\left[ \begin{array}{c} \\ \\ \\ \end{array} \right]$$

### 3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

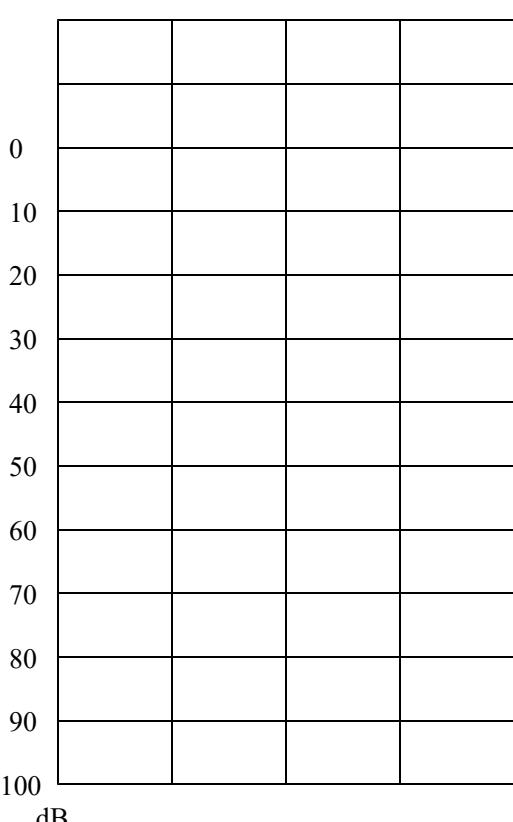
- 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない（日常会話は誰が聞いても理解できない）
  - 家庭又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。
  - 日常会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

#### 4) 聴力検査の結果

(ア又はイのいずれかを記載する。)

## ア 純音による検査

## オーシュメータの型式



## イ 語音による検査

語音明暗度

右	%
左	%

#### 4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

##### (1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は( )内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」 

<input type="checkbox"/> そしゃく・嚥下機能の障害 →「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
<input type="checkbox"/> 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

##### ① そしゃく・嚥下機能の障害

###### a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[ ]

###### b 参考となる検査所見

###### ア 各器官の一般的検査

###### 〈参考〉 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声 带：内外転運動、梨状窩の唾液貯瘤

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること）

[ ]

###### イ 嚥下状態の観察と検査

###### 〈参考1〉 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 咽頭挙上と咽頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

###### 〈参考2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

- 観察・検査の方法

- エックス線検査 ( )
- 内視鏡検査 ( )
- その他 ( )

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること）

[ ]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

- ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[ ]

- イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[ ]

(2) その他（今後の見込み等）

[ ]

(3) 障害程度の等級（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常にによるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたってはJIS規格によるオージオメータで測定すること。  
dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、  
 $(a + 2b + c) / 4$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dB  
の音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定  
すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別  
様式）の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害に  
るものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。